



2023年9月21日

各 位

会 社 名 ニデック株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 小部 博志
取 引 所 東証プライム (6594)
所 在 地 京都市南区久世殿城町 338
問 合 せ 先 広報宣伝部長 渡邊 啓太
電 話 (075)935-6150

(訂正) 「株式会社 TAKISAWA (証券コード: 6121) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正

当社が2023年9月13日に開示いたしました「株式会社 TAKISAWA (証券コード: 6121) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において、一部記載に誤りがあったことから、下記のとおり一部訂正いたします。訂正箇所には下線を付して表示しております (なお、グラフの差替え箇所には下線を表示していません。)

記

- 「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」(25ページ)

【訂正前】

- (3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

(前略)

- ④ 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
(i) 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

(中略)

- (ii) 算定の概要

(中略)

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を 73円 から 1,483円までと算定しているとのことです。

(後略)

【訂正後】

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

(前略)

④ 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
(i) 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

(中略)

(ii) 算定の概要

(中略)

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を 736 円 から 1,483 円までと算定しているとのことです。

(後略)

2. 「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠」 (31 ページ)

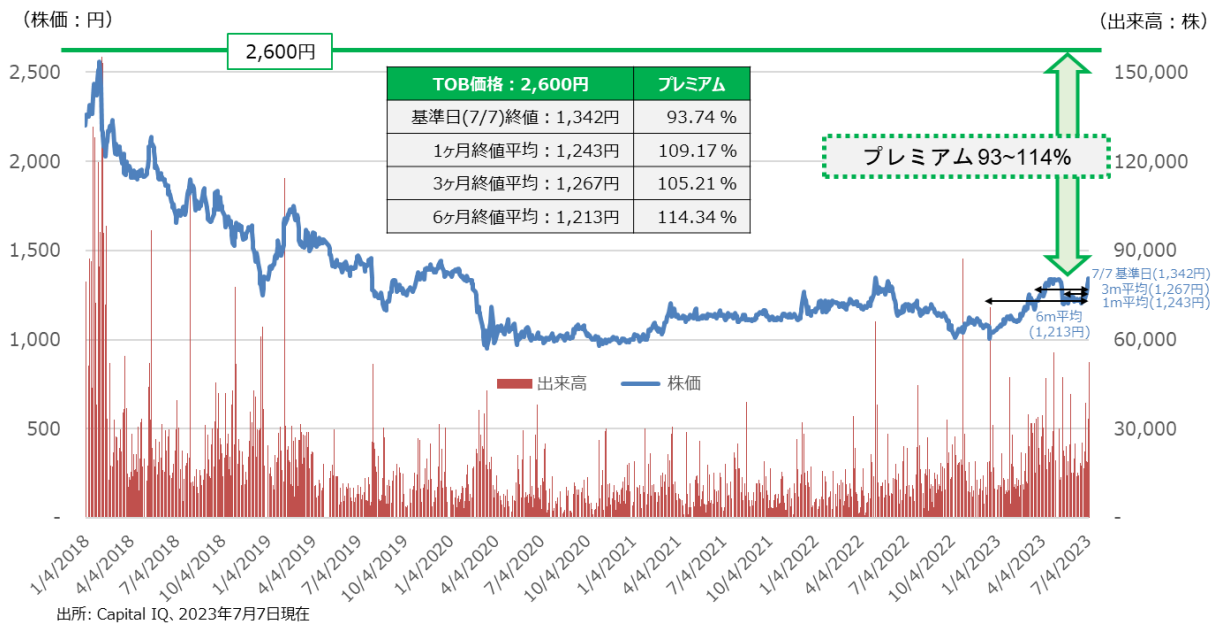
【訂正前】

(4) 買付け等の価格の算定根拠

① 算定の基礎

(前略)

(注3) 過去5年間の対象者株式の売買取引の出来高・株価推移は、以下のグラフのとおりです。



(後略)

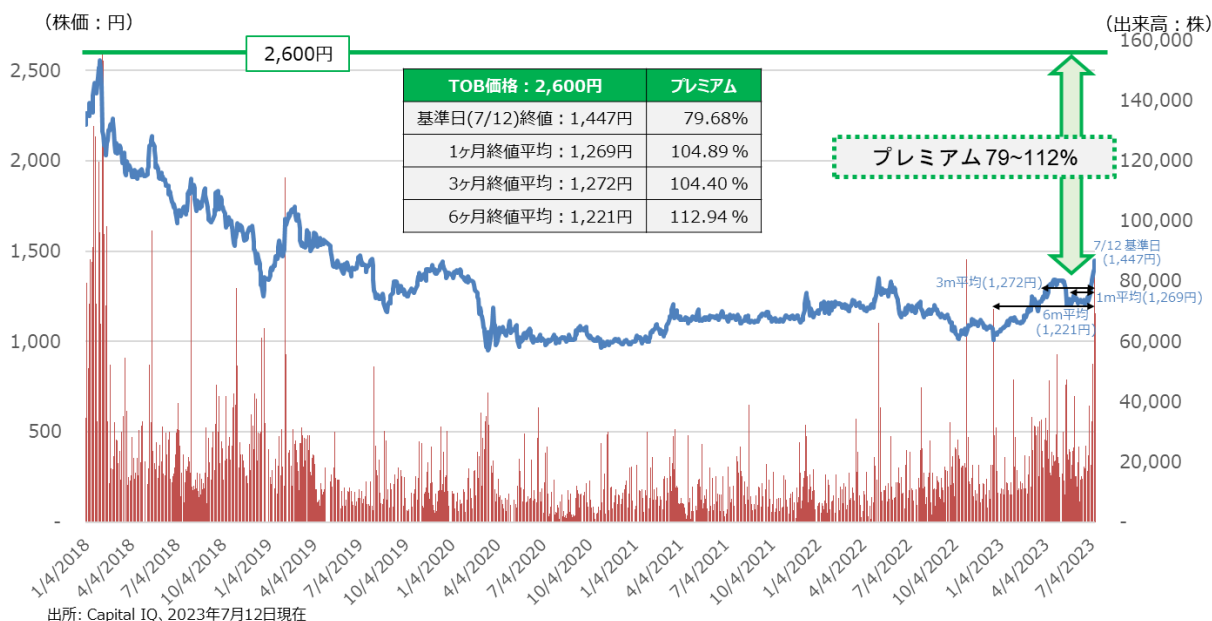
【訂正後】

(4) 買付け等の価格の算定根拠

① 算定の基礎

(前略)

(注3) 過去5年間の対象者株式の売買取引の出来高・株価推移は、以下のグラフのとおりです。



(後略)

3. 「2. 買付け等の概要」の「(9) その他買付け等の条件及び方法」(34 ページ)

【訂正前】

(9) その他買付け等の条件及び方法

(前略)

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(後略)

【訂正後】

(9) その他買付け等の条件及び方法

(前略)

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、ベトナム競争法に基づくベトナム競争委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに待機期間が満了しない場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(後略)

以上